

【就職氷河期世代採用Q & A】

Q 1 : 給与はどのように決定されるのでしょうか。

A 1 : 俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には職務経験等を考慮します。

例えば、高等学校卒業後、38 歳で採用された場合は、およそ月額 19.7 万円～24.7 万円となります（令和 6 年 1 1 月現在）。

なお、学歴や職務経歴を加算する場合は、卒業証明書や在職期間の証明書が必要となります。

Q 2 : 手当について教えてください。

A 2 : 大都市圏に勤務する職員には、その地域に応じて給与（俸給）の 3%～20%の地域手当が加算され、大阪府内では 6%～16%となっております。（令和 6 年 1 1 月現在）

また、通勤手当（最高限度額 1 カ月当たり 55,000 円）、住居手当（最高限度額 1 カ月当たり 28,000 円）、扶養手当などの各種手当が支給要件に応じて支給されます。

Q 3 : 労働行政に関する専門的な知識は必要ですか。

A 3 : 採用時に特別な知識は必要ありません。

Q 4 : 研修制度について教えてください。

A 4 : 採用後、公務員として必要な基礎的知識、労働行政に関わる職員としての心構え、行政の課題などを理解していただくための研修及び資質の向上に資する研修を実施する予定です。

また、行政経歴の節目の時期や、係長・専門官・課長・幹部など特定の職務または役職に就任した段階においても、職務能力の向上に資するための研修や OJT を実施する予定です。

Q 5 : 人事異動（転勤）はありますか。また、転居を伴うことはありますか。

A 5 : 人事異動はあります。

大阪府内で 2～3 年間隔で人事異動をしながら様々な業務を経験し、労働行政職員としてのキャリアを積み重ねていただきます。

なお、人事異動にあたっては、通勤時間が長くなりすぎないように勤務地について配慮をしております。

Q 6 : 採用後のキャリアパス（事務官（共通）、（基準））は後から変更できますか。

A 6 : 変更はできません。

採用後のキャリアパスは、採用時に面接結果等を考慮のうえ、当局において決定いたします。